

要請事項等への対応方針

- ・世界遺産委員会決議への対応方針（案）（観光管理）
- ・世界遺産委員会決議への対応方針（案）（ロードキル）
- ・世界遺産委員会決議への対応方針（案）（河川再生）
- ・世界遺産委員会決議への対応方針（案）（森林伐採）

2021 年 8 月

世界遺産委員会決議への対応方針（案）（観光管理）

勧告内容

a) Capping or reducing levels of tourist visitation from current levels, especially on Iriomote Island, until a critical evaluation of tourism carrying capacity and impacts can be conducted and integrated into a revised tourism management plan,

a) 特に西表島において、観光の収容能力とその影響に関する厳しい評価が実施され、改定観光管理計画に統合されるまでは、観光客の訪問レベルを現在のレベルに制限する、または現在のレベルより減少させること。

進め方（案）

◎観光管理に関する要請事項においては、「特に西表島」となっており、西表島を中心に取組を進める。

◎他の3島においては「観光マスタープラン」に基づき、引き続き観光管理の取組を進める。

◎世界遺産委員会へ報告するレポートには4島全ての取組を含める。

■西表島 「持続可能な西表島のための来訪者管理基本計画」の改定

◎西表島部会の下部に作業部会（関係行政機関+地元関係関係団体・事業者+専門家）を設置し、西表島来訪者管理基本計画の改定に向けた検討を進め、2022年度末に改定版を取りまとめる。

◎世界遺産委員会に提出するレポートは来訪者管理計画の中間報告のとりまとめ結果に基づき、西表島部会事務局が作成。

◎参画する専門家は、西表島エコツーリズム推進協議会の専門家メンバー及び新規メンバーからの選定を検討。幅広い専門家へのヒアリング等の実施による補完を検討。

■その他3地域 各地域における現行の「観光マスタープラン」に基づく取組状況の整理

◎各地域部会の事務局（関係行政機関）が各地域の「観光マスタープラン」に基づく取組状況を整理し、各地域部会に報告・確認を行ったうえで世界遺産委員会に提出するレポートを作成する。

◎沖縄島北部の「観光マスタープラン」に基づく取組状況の整理方針（案）

1 観光の現状と動向

・北部3村（以下、対象範囲という）への来訪客数とその推移のデータを更新し、遺産登録効果による増加可能性を想定した来訪者数のモニタリングの重要性についての認識を明記

・対象範囲内での来訪客の入込状況（入込場所の分布と量）を示し、資産内での観光利用は局所的、限定的レベルに留まっていることを説明。

2 対象範囲及び資産内における来訪者管理の基本方針

- ・資産に対する観光の影響については、現在、資産内で来訪者が訪れている特定の場所を対象として、個別の場所ごとに来訪者管理を行い、来訪者数を抑制する。
- ・対象範囲への将来的な来訪者の増加による資産への影響リスクに対しては、緩衝地帯や周辺管理地域への計画的な来訪者誘導を併行して実施することにより対応する。

3 対象範囲及び資産内における来訪者管理の実施状況

- ・基本方針にしたがって、地域ごとに以下の内容について記載し、資産内での来訪者数を現在のレベルもしくは減少させるような制限・抑制が行われている実績を示す。

① 資産内での来訪者数の制限や抑制の方法とその実施状況、モニタリング方法と結果、実績と効果に対する評価

- ・沖縄島北部に関しては、与那覇岳、伊部岳、玉辻山のモニタリング結果を示しつつ、林道通行規制の実施による資産への来訪者抑制に関する取組を記載。
- ・資産内での大幅な来訪者増や新たな場所での利用拡大等への対応方法については、森林ツーリズムの考え方を踏襲しつつ、既存の枠組みを活用して管理機関による協議・検討を継続していく。

② 対象範囲での来訪者の利用誘導の方法とその実施状況及び効果に関する考察

- ・沖縄島北部に関しては、観光マスタープランに基づく3村観光協会の利用誘導の取組実績を記載。
- ・対象範囲(3村)への来訪者数の把握・推定や3村内での移動状況、入込場所や量の変化状況等の把握のための継続的なモニタリングの実施方法・実施体制については、今後の検討課題。

◎ロードマップ(2021-2022)

・2021年度

8月：各部会で「観光マスタープラン」に基づく取組状況の整理方針を説明

2～3月：各地域部会で取組状況の整理の中間とりまとめを報告・確認

・2022年度

5～6月：各地域部会でレポート案を報告・確認

7月：各地域部会事務局によるレポートの作成・提出

→沖縄県による世界遺産委員会に提出するレポートのとりまとめ

2021年8月

世界遺産委員会決議への対応方針（案）（ロードキル）

勧告内容

- b) Urgently reviewing the effectiveness and strengthening if necessary the traffic management measures designed to reduce road fatalities of endangered species (including but not limited to Amami Rabbit, Iriomote Cat, and Okinawa Rail);
- b) 絶滅危惧種の交通事故死を減少させるための交通管理措置の有効性を緊急に見直し、必要な場合は強化すること（アマミノクロウサギ、イリオモテヤマネコ、ヤンバルクイナを含むがこれらに限定しない）。

進め方（案）

- 関係行政機関、専門家による会議を開催。
- 会議では主に
 - ・ ロードキルの発生や対策の実施状況を踏まえた、遺産区域内における今後のロードキル対策の取組方針
 - ・ 世界遺産委員会に提出するレポートの内容について検討する。

なお、各地域における具体の対策については、引き続き、地域ごとに保護増殖検討会や連絡会議等において検討を行い、関係機関が連携して取組を進める。

今後の予定（案）（2021-2022）

- 2021年度
 - 12月 末 発生状況及び既存対策のとりまとめ、取組方針及び世界遺産委員会へのレポート原案の作成
 - 1 - 2月 第1回会議（取組方針、レポート原案の検討）
- 2022年度
 - 4 - 5月 第2回会議（取組方針、レポート案の検討）
 - 6 - 7月 世界遺産委員会へのレポートの作成
 - 12月 1日 レポート提出

2021年8月

世界遺産委員会決議への対応方針（案）（河川再生）

勸告内容

- c) Developing a comprehensive river restoration strategy in order to transition wherever possible from hard, engineered infrastructure to employ nature-based techniques and rehabilitation approaches such as replenishment, vegetation, and the formation of different habitat types;
- c) 可能な場所では、ハードな人工的インフラから、水流回復 (replenishment)、植生回復 (vegetation)、多様な生息地の形成をもたらすような、自然に基づく技術や再生アプローチの採用に移行するために、包括的な河川再生戦略を策定すること。

進め方（案）

- ステージ1 包括的河川再生戦略の策定
 - ・ 関係行政機関＋専門家による検討会を立ち上げ再生戦略を取りまとめる
 - ・ 想定される専門家の専門分野
河川工学，河川環境，河川再生，防災，魚類，植物等
- ステージ2 包括的河川再生戦略に基づく取組の実施
 - ・ 再生戦略に基づき各実施主体が取組を実施

今後の予定（案）（2021-2022）

- 2021年度
 - 12月 末 関係行政機関及び専門家ヒアリング等による河川戦略（骨子案）作成
 - 1 - 3月 第1回検討会にて河川戦略（骨子案）について議論
- 2022年度
 - 4 - 6月 第2回検討会にて河川戦略をとりまとめ及び今後の進め方について意見交換
 - 7 月 世界遺産委員会へのレポート作成
 - 12月 1日 レポート提出

2021 年 8 月

世界遺産委員会決議への対応方針（案）（森林管理）

勧告内容

- d) Capping or reducing logging operations in the buffer zones from current levels, both in number and combined size of individual harvesting areas, and ensuring that any logging remains strictly limited to the buffer zones;
- d) 緩衝地帯での森林伐採について、個々の伐採区域の数と総面積の両方において、現在のレベル以下に制限し、厳格に緩衝地帯内に限定することを要請する。

進め方（案）

将来にわたり、自然環境との共存を図りながら持続的な森林利用を行っていくための方策について、関係者間で合意形成を図りながら検討する。

- 専門家、関係行政機関による会議を開催
会議では、主に世界遺産委員会に提出するレポートの内容を検討
 - ・ 緩衝地帯における森林伐採の方向性について、関係者ヒアリングも行いながら、環境に配慮した施業方法について検討・整理する。

今後の予定（案）（2021-2022）

- 2021 年度
 - 12 月末 世界遺産委員会に提出するレポートの原案の作成
 - 1-3 月 第 1 回検討会においてレポート原案に関する議論
- 2022 年度
 - 4-6 月 第 2 回検討会においてレポートのとりまとめ
 - 7 月 世界遺産委員会へのレポート作成
 - 12 月 1 日 レポート提出